

令和5年3月

春日部市議会定例会議案

議 案 目 録

令和5年3月春日部市議会定例会

議案第 2 号	北春日部駅周辺地区土地区画整理事業助成条例の制定について・・・	1
議案第 3 号	個人情報保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例の制定について・・・	5
議案第 4 号	行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について・・	13
議案第 5 号	春日部市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部改正について・・・	20
議案第 6 号	春日部市職員の給与に関する条例等の一部改正について・・・	22
議案第 7 号	春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 について・・・	40
議案第 8 号	春日部市特別職の給与に関する条例及び 春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について・	42
議案第 9 号	春日部市手数料条例の一部改正について・・・	45
議案第 10号	春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 の一部改正について・・・	77
議案第 11号	春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について・・・	84
議案第 12号	春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について・・・	88
議案第 13号	春日部市子育て支援審議会条例の一部改正について・・・	91
議案第 14号	春日部市国民健康保険条例の一部改正について・・・	93
議案第 15号	春日部市病院事業企業職員定数条例の一部改正について・・・	95
議案第 16号	春日部市新本庁舎建設工事請負契約の議決内容の一部変更について・・	97
議案第 17号	財産の取得について (新本庁舎備品(待合、会議室、執務室等))・・・	98
議案第 18号	東埼玉消防指令業務共同運用協議会の設置について・・・	99
議案第 19号	市道路線の認定について・・・	104
議案第 20号	市道路線の廃止について・・・	106

議案第 2 1 号	令和 4 年度春日部市一般会計補正予算（第 9 号）について・・・	108
議案第 2 2 号	令和 4 年度春日部市一般会計補正予算（第 1 0 号）について・・・	109
議案第 2 3 号	令和 4 年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） について・・・	110
議案第 2 4 号	令和 4 年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） について・・・	111
議案第 2 5 号	令和 4 年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について・・・	112
議案第 2 6 号	令和 4 年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業 特別会計補正予算（第 2 号）について・・・	113
議案第 2 7 号	令和 4 年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第 3 号） について・・・	114
議案第 2 8 号	令和 4 年度春日部市病院事業会計補正予算（第 3 号）について・・・	115
議案第 2 9 号	令和 4 年度春日部市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について・・・	116
議案第 3 0 号	令和 5 年度春日部市一般会計予算について・・・	117
議案第 3 1 号	令和 5 年度春日部市国民健康保険特別会計予算について・・・	118
議案第 3 2 号	令和 5 年度春日部市後期高齢者医療特別会計予算について・・・	119
議案第 3 3 号	令和 5 年度春日部市介護保険特別会計予算について・・・	120
議案第 3 4 号	令和 5 年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業 特別会計予算について・・・	121
議案第 3 5 号	令和 5 年度春日部市立看護専門学校特別会計予算について・・・	122
議案第 3 6 号	令和 5 年度春日部市水道事業会計予算について・・・	123
議案第 3 7 号	令和 5 年度春日部市病院事業会計予算について・・・	124
議案第 3 8 号	令和 5 年度春日部市下水道事業会計予算について・・・	125
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて・・・	126
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて・・・	127

議案第 2 号

北春日部駅周辺地区土地区画整理事業助成条例の制定について

北春日部駅周辺地区土地区画整理事業助成条例を別紙記載のとおり制定する。

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

北春日部駅周辺地区土地区画整理組合に対し助成金を交付することにより、本市の健全な市街地の造成を図るため、条例を制定したく提案いたします。

北春日部駅周辺地区土地区画整理事業助成条例

(目的)

第1条 この条例は、北春日部駅周辺地区土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）を施行する北春日部駅周辺地区土地区画整理組合（以下「組合」という。）に対し助成金を交付することにより、本市の健全な市街地の造成を図ることを目的とする。

(助成対象事業等)

第2条 助成金の交付の対象となる事業及び助成の範囲は、別表のとおりとする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、別表により算出した額を限度とし、かつ、毎年度予算の範囲内において市長が定める額とする。

(助成金の交付申請)

第4条 組合は、この条例により助成金の交付を受けようとするときは、実施設計書その他必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の適否を決定し、組合に通知するものとする。

(助成事業の計画の変更)

第6条 組合は、助成事業（前条の規定により助成金の交付決定がされた事業をいう。以下同じ。）の計画を変更しようとするときは、変更内容確認書類その他必要な書類を添えて、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成事業の計画の変更の適否を決定し、組合に通知するものとする。

3 組合は、助成事業が期間内に完了しないとき、又は助成事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び措置を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 組合は、助成事業が完了したときは、速やかに実績報告調書その他必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査し、その結果が適正であると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、組合に通知するものとする。

(是正のための措置)

第9条 市長は、前条の規定による審査又は調査の結果、適正でないと認めるときは、組合に是正のための措置を命ずることができる。

2 第7条の規定は、前項の命令により組合が必要な措置をした場合について準用する。

(助成金の交付時期)

第10条 市長は、第8条の規定により確定した額を助成事業の完了後に交付するものとする。ただし、市長が助成金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、助成事業の完了前に助成金の全部又は一部を交付することができる。

2 組合は、前項の規定による助成金の交付を受けようとするときは、交付決定通知書の写しその他必要な書類を添えて、市長に請求しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、組合が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 市長が指示した事項又は付した条件に従わないとき。
- (2) 法令の規定により組合設立認可を取り消されたとき。
- (3) 土地区画整理事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 正当な理由がなく土地区画整理事業の実施が著しく遅延したとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(助成金の返還)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、組合に助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているとき。
- (2) 第8条の規定により助成金の額を確定した場合において、既に当該額を超える助成金が交付されているとき。

(関係書類の整備)

第13条 組合は、助成事業に係る経費の収入、支出等を明らかにした書類、帳簿等を整備し、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を土地区画整理事業が完了するまで保管しておかなければならない。

(指導及び監査の実施)

第14条 市長は、助成事業の適正な執行を期するため、組合に必要な指導又は出納及び帳簿の監査をすることができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

助成対象事業	助 成 の 範 囲
都市計画道路	都市計画道路の整備に係る用地費相当額、補償及び築造に要する費用の10分の10以内
その他道路	幅員6メートルを超える部分の区画道路及び歩行者専用道路の用地費相当額、補償及び築造に要する費用の10分の10以内
公園	施行地区面積の3パーセントを超える部分の用地費相当額、補償及び築造に要する費用の10分の10以内
雨水流出抑制施設	雨水流出抑制施設の整備に係る用地費相当額、補償及び築造に要する費用の3分の1以内 (市民が利活用する施設については、築造に要する費用の3分の2以内)

議案第 3 号

個人情報保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

個人情報保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙記載のとおり制定する。

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

個人情報保護に関する法律施行条例の施行に伴い、関係条例を一括して改正するため、条例を制定したく提案いたします。

個人情報保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(春日部市情報公開条例の一部改正)

第1条 春日部市情報公開条例（平成17年条例第16号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正後の号を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第3条</p> <p>(1) 実施機関 <u>市長、消防長</u>、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。</p> <p>(非公開情報)</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条</p> <p>(1) 実施機関 <u>市長</u>、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。</p> <p>(非公開情報)</p>
<p>第6条</p> <p>(2)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該<u>公務員等</u>の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人その他の団体（国、<u>独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人</u>を除く。以下「法人等」という。）に関する情報（指定管理者の情報にあつては、指定管理業務に</p>	<p>第6条</p> <p>(2)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該<u>公務員</u>の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人その他の団体（国、<u>独立行政法人等及び地方公共団体</u>を除く。以下「法人等」という。）に関する情報（指定管理者の情報にあつては、指定管理業務に係る情報を除く。）</p>

係る情報を除く。)又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

(4) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人又は公共的団体等及び指定管理者をいう。以下同じ。)の機関との間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に利益若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの

(5) 市の機関又は国等の機関が行う事務事業及び指定管理業務に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市の機関若しくは独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(公開の決定)

第12条 実施機関は、第10条第1項の規定による請求があったときは、当該請求があった日から14日以内に当該請求に係る情報を公開する旨の決定又は公開しない旨の決定(以下「公開決定等」という。)をし、速やかに請求者に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければな

又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

(4) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等(国、独立行政法人等及び他の地方公共団体又は公共的団体等及び指定管理者をいう。以下同じ。)の機関との間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に利益若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの

(5) 市の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締りの計画、争訟及び交渉の方針、試験の問題、職員の身分取扱いその他の事務事業及び指定管理業務に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の公正かつ適正な執行を著しく困難にするおそれがあると認められるもの

(公開の決定)

第12条 実施機関は、第10条第1項の規定による請求があったときは、当該請求が到達した日から起算して15日以内に当該請求に係る情報を公開する旨の決定又は公開しない旨の決定(以下「公開決定等」という。)をし、速やかに請求者に対し、当該決定の内容を書面により通知し

<p>らない。ただし、同条第3項の規定により、補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに<u>延長後の期間及び延長の理由</u>を書面により通知しなければならない。</u></p> <p>(公開決定等の特例)</p> <p>第13条 公開請求に係る情報が著しく大量であるため、<u>公開請求があった日から44日以内</u>にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの情報については、相当の期間内に公開決定等をすれば足りるものとする。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(公開の実施及び方法)</p> <p>第15条</p> <p>2 前項の規定による情報の公開は、当該情報が文書又は図画であるときは閲覧又は<u>写しの交付(公開される情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める公開の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下同じ。)</u>により、電磁的記録であるときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。</p>	<p>なければならない。ただし、同条第3項の規定により、補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>4 <u>実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該請求が到達した日から起算して45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに<u>当該延長の理由及び公開決定等ができる期日</u>を書面により通知しなければならない。</u></p> <p>(公開決定等の特例)</p> <p>第13条 公開請求に係る情報が著しく大量であるため、<u>当該請求が到達した日から起算して45日以内</u>にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの情報については、相当の期間内に公開決定等をすれば足りるものとする。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(公開の実施及び方法)</p> <p>第15条</p> <p>2 前項の規定による情報の公開は、当該情報が文書又は図画であるときは閲覧又は<u>写しの交付</u>により、電磁的記録であるときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。</p>
--	--

(春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成17年条例第18号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。

- (2) 次の表中、改正前の欄の項に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の項を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の項又は号に対応する改正前の欄の項又は号が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の項又は号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 春日部市情報公開条例（平成17年条例第16号。以下「公開条例」という。）第18条<u>並びに個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項及び春日部市議会の個人情報保護に関する条例（令和 年条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第46条</u>の規定に基づく諮問に応じて審査するため、春日部市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例に<u>おいて、次の各号に掲げる</u>用語の意義は、<u>当該各号に定めるところ</u>による。</p> <p>(1) 諮問庁 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 公開条例第18条の規定により審査会に諮問をした実施機関</p> <p>イ 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（議会を除く。）</p> <p>ウ 議会個人情報保護条例第46条の規定により審査会に諮問をした議長</p> <p>(2) 情報 公開条例第12条第1項に規定する公開決定等に係る情報（公開条例第3条第4号に規定する情報をいう。）をいう。</p> <p>(3) 保有個人情報 法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項及び議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 審査会は、第1条に定めるもののほか公開条例<u>第29条第3項</u>の規定により実施機関から求められたときは、意見を述べることができる。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 春日部市情報公開条例（平成17年条例第16号。以下「公開条例」という。）第18条<u>及び春日部市個人情報保護条例（平成17年条例第17号。以下「保護条例」という。）第32条</u>の規定に基づく諮問に応じて審査するため、春日部市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例に<u>おける</u>用語の意義は、<u>公開条例及び保護条例の例</u>による。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 審査会は、第1条に定めるもののほか公開条例<u>第29条第3項及び保護条例第42条第3項</u>の規定により実施機関から求められたときは、</p>

<p>(手続の併合又は分離)</p> <p>第8条</p> <p>2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）及び<u>諮問庁</u>にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(審査会の調査権限)</p>	<p>意見を述べることができる。</p> <p>(手続の併合又は分離)</p> <p>第8条</p> <p>2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）及び<u>実施機関</u>にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(審査会の調査権限)</p>
<p>第9条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、<u>諮問庁</u>に対し、<u>情報又は保有個人情報</u>の提示を求めることができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提示された<u>情報又は保有個人情報</u>の公開を求めることはできない。</p> <p>2 <u>諮問庁</u>は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、<u>諮問庁</u>に対し、<u>情報又は保有個人情報の内容</u>を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は<u>諮問庁</u>（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、<u>適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他</u>実地調査等必要な調査をすることができる。</p> <p>(意見書等の提出)</p>	<p>第9条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、<u>諮問をした実施機関</u>（以下「<u>諮問実施機関</u>」という。）に対し、<u>公開決定等又は開示決定等</u>（以下「<u>決定等</u>」という。）に係る<u>文書の提出</u>を求めることができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提出された<u>文書</u>の公開を求めることはできない。</p> <p>2 <u>諮問実施機関</u>は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、<u>諮問実施機関</u>に対し、<u>決定等に係る文書に記録されている情報の内容及び当該決定等を判断した理由</u>を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は<u>諮問実施機関</u>（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、<u>適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他</u>実地調査等必要な調査をすることができる。</p> <p>(意見書等の提出)</p>
<p>第11条</p> <p>(提出資料の<u>写しの送付等</u>)</p>	<p>第11条</p> <p>2 審査会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出されたときは、審査請求人等（意見書又は資料を提出した者を除く。）にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(提出資料の<u>閲覧</u>)</p>
<p>第12条 審査会は、第9条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（<u>電磁的記録</u>（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で</p>	<p>第12条</p>

<p>作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。</p>	
<p>2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、第9条に規定する調査審議に支障があると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、<u>閲覧</u>を拒むことができない。</p>	<p>審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式等人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの<u>閲覧)又は写しの交付</u>(以下この条において「<u>閲覧等</u>」という。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、第9条に規定する調査審議に支障があると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、<u>閲覧等</u>を拒むことができない。</p>
<p>3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	
<p>4 審査会は、<u>第2項</u>の規定による<u>閲覧</u>について、日時及び場所を指定することができる。</p>	<p>2 審査会は、<u>前項</u>の規定による<u>閲覧等</u>について、日時及び場所を指定することができる。</p>

(春日部市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

第3条 春日部市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成17年条例第19号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の号(以下「改正後の号」という。)に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 春日部市情報公開条例(平成17年条例第16号。以下「<u>公開条例</u>」という。)に基づく情</p>	<p>(設置) 第1条 春日部市情報公開条例(平成17年条例第16号)に基づく情報公開制度及び春日部市個人</p>

<p>報公開制度並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第17号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）及び春日部市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 年条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、春日部市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>（1） <u>公開条例の規定により諮問された事項</u></p> <p>（2） <u>個人情報保護法施行条例の規定により諮問された事項</u></p> <p>（3） <u>議会個人情報保護条例の規定により諮問された事項</u></p> <p>（4） <u>特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）の規定により諮問された事項</u></p> <p>2 審議会は、<u>情報公開制度</u>の運営に関する重要事項について、<u>実施機関に意見を述べる</u>ことができる。</p>	<p><u>情報保護条例（平成17年条例第17号。以下「個人情報保護条例」という。）</u>に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、春日部市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 審議会は、<u>個人情報保護条例の規定により、実施機関が意見を聴くこととされている事項のほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項</u>について調査審議する。</p> <p>（1） <u>情報公開制度の運営に関する重要事項</u></p> <p>（2） <u>個人情報保護制度の運営に関する重要事項</u></p> <p>2 審議会は、<u>情報公開制度及び個人情報保護制度</u>の運営に関する重要事項について、<u>市長に建議</u>することができる。</p>
--	--

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 4 号

行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙記載のとおり制定する。

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

行政組織の改正に伴い、関係条例を一括して改正するため、条例を制定したく提案いたします。

行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(春日部市総合振興計画審議会条例の一部改正)

第1条 春日部市総合振興計画審議会条例（平成18年条例第1号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、総合政策部 <u>政策企画課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、総合政策部 <u>政策課</u> において処理する。

(春日部市行政改革審議会条例の一部改正)

第2条 春日部市行政改革審議会条例（平成18年条例第2号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 審議会の庶務は、総合政策部 <u>行政デジタル改革課</u> において処理する。	(庶務) 第9条 審議会の庶務は、総合政策部 <u>政策課</u> において処理する。

(春日部市男女共同参画推進審議会条例の一部改正)

第3条 春日部市男女共同参画推進審議会条例（平成17年条例第28号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>総務部人権共生課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>市民生活部市民参加推進課</u> において処理する。

(春日部市地域福祉計画審議会条例の一部改正)

第4条 春日部市地域福祉計画審議会条例（平成30年条例第3号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引

かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、福祉部 <u>福祉総務課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、福祉部 <u>生活支援課</u> において処理する。

(春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正)

第5条 春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成17年条例第111号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第13条 審議会の庶務は、環境経済部 <u>環境政策課</u> において処理する。	(庶務) 第13条 審議会の庶務は、環境経済部 <u>リサイクル推進課</u> において処理する。

(春日部市防犯のまちづくり推進条例の一部改正)

第6条 春日部市防犯のまちづくり推進条例（平成20年条例第2号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第17条 協議会の庶務は、市民生活部 <u>くらしの安全課</u> において処理する。	(庶務) 第17条 協議会の庶務は、市民生活部 <u>交通防犯課</u> において処理する。

(春日部市中心市街地まちづくり審議会条例の一部改正)

第7条 春日部市中心市街地まちづくり審議会条例（平成31年条例第4号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 審議会の庶務は、都市整備部 <u>鉄道高架推進課</u> において処理する。	(庶務) 第9条 審議会の庶務は、都市整備部 <u>鉄道高架整備課</u> において処理する。

(春日部市自動車駐車場条例の一部改正)

第8条 春日部市自動車駐車場条例（平成17年条例第146号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(管理) 第3条 自動車駐車場は、市民生活部 <u>くらしの安全課</u> が管理する。	(管理) 第3条 自動車駐車場は、市民生活部 <u>交通防犯課</u> が管理する。

(春日部市自転車駐車場条例の一部改正)

第9条 春日部市自転車駐車場条例（平成24年条例第39号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(管理) 第3条 自転車駐車場は、市民生活部 <u>くらしの安全課</u> が管理する。	(管理) 第3条 自転車駐車場は、市民生活部 <u>交通防犯課</u> が管理する。

(春日部市自転車放置防止条例の一部改正)

第10条 春日部市自転車放置防止条例（平成17年条例第149号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第19条 協議会の庶務は、市民生活部 <u>くらしの安全課</u> において処理する。	(庶務) 第19条 協議会の庶務は、市民生活部 <u>交通防犯課</u> において処理する。

(春日部市下水道事業審議会条例の一部改正)

第11条 春日部市下水道事業審議会条例（平成19年条例第3号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>上下水道部経営総務課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>建設部下水道課</u> において処理する。

(春日部市国民保護協議会条例の一部改正)

第12条 春日部市国民保護協議会条例（平成18年条例第35号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第5条 協議会の庶務は、市長公室 <u>危機管理防災課</u> において処理する。	(庶務) 第5条 協議会の庶務は、市長公室 <u>防災対策課</u> において処理する。

(春日部市いじめ防止条例の一部改正)

第13条 春日部市いじめ防止条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(準用) 第25条 第15条から第20条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「対策調査委員会」とあるのは「再調査委員会」と、第19条中「教育委員会事務局学校教育部指導課」とあるのは「 <u>総務部人権共生課</u> 」と、第20条中「第11条」とあるのは「第21条」と読み替えるものとする。	(準用) 第25条 第15条から第20条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「対策調査委員会」とあるのは「再調査委員会」と、第19条中「教育委員会事務局学校教育部指導課」とあるのは「 <u>こども未来部こども政策課</u> 」と、第20条中「第11条」とあるのは「第21条」と読み替えるものとする。

(春日部市青少年健全育成審議会条例の一部改正)

第14条 春日部市青少年健全育成審議会条例（平成17年条例第187号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、こども未来部 <u>こども育</u>	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、こども未来部 <u>こども政</u>

<u>成課</u> において処理する。	<u>策課</u> において処理する。
---------------------	---------------------

(春日部市文化財保護審議会条例の一部改正)

第15条 春日部市文化財保護審議会条例（平成17年条例第196号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育部 <u>文化財課</u> において処理する。	(庶務) 第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育部 <u>文化財保護課</u> において処理する。

(春日部市文化財保存活用地域計画協議会条例の一部改正)

第16条 春日部市文化財保存活用地域計画協議会条例（令和3年条例第1号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育部 <u>文化財課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育部 <u>文化財保護課</u> において処理する。

(春日部市市史編さん委員会条例の一部改正)

第17条 春日部市市史編さん委員会条例（平成17年条例第197号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局社会教育部 <u>文化財課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局社会教育部 <u>文化財保護課</u> において処理する。

(春日部市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第18条 春日部市水道事業の設置等に関する条例（平成17年条例第199号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引

かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第14条の規定により、水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、<u>上下水道部</u>を置く。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第14条の規定により、水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、<u>水道部</u>を置く。</p>

（春日部市水道事業運営審議会条例の一部改正）

第19条 春日部市水道事業運営審議会条例（平成17年条例第200号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>上下水道部経営総務課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>水道部業務課</u>において処理する。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 5 号

春日部市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

春日部市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

デジタル改革推進補佐官の設置に伴い、別表第2の規定を改正したく提案いたします。

春日部市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

春日部市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第2（第1条関係）				別表第2（第1条関係）			
職名		報酬		職名		報酬	
学校評議員		年額	5,000 円	学校評議員		年額	5,000 円
デジタル改革推進 補佐官		日額	25,000 円				

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 6 号

春日部市職員の給与に関する条例等の一部改正について

春日部市職員の給与に関する条例等の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

職員の給与の見直しに伴い、勤勉手当の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(春日部市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第18条</p> <p>2</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第18条</p> <p>2</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p>

(2) 別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

（単位 円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	150,100	191,700	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	193,400	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	195,200	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	196,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	198,500	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	200,300	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	202,100	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	203,900	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	205,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	207,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	209,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	210,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	212,400	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	214,200	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	216,000	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	217,800	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	219,200	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	221,000	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	222,700	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	224,500	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	226,100	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	227,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	229,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	230,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	232,200	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	233,800	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800

27	188,500	235,400	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	190,200	236,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	191,700	237,900	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	193,400	239,400	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	195,200	240,700	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	196,900	241,900	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	243,100	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	244,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	245,100	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	246,100	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	247,200	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	248,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	249,000	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	250,000	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	250,900	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	252,200	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	253,400	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	254,700	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	256,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	257,400	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	469,100
47	216,900	258,600	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	469,500
48	218,200	259,800	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	469,800
49	219,200	260,900	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	470,100
50	220,300	262,100	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	470,600
51	221,300	263,400	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	471,000
52	222,300	264,500	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	265,600	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	266,600	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	267,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	268,900	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	269,900	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	

58	227, 100	270, 900	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000	
59	227, 800	272, 000	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300	
60	228, 500	273, 100	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600	
61	229, 200	274, 000	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900	
62	230, 000	275, 000	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	445, 300	
63	230, 700	275, 900	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	445, 600	
64	231, 300	277, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	445, 900	
65	231, 900	278, 100	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	446, 200	
66	232, 500	279, 100	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	446, 600	
67	233, 100	280, 000	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	446, 900	
68	233, 800	281, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	447, 200	
69	234, 500	281, 500	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	447, 500	
70	235, 100	282, 400	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400		
71	235, 600	283, 100	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700		
72	236, 300	284, 000	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000		
73	237, 000	285, 000	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200		
74	237, 600	285, 800	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500		
75	238, 200	286, 600	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800		
76	238, 700	287, 400	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000		
77	239, 300	288, 200	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200		
78	240, 000	288, 700	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500		
79	240, 700	289, 100	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800		
80	241, 200	289, 600	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000		
81	241, 700	289, 800	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200		
82	242, 300	290, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500		
83	242, 900	290, 300	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800		
84	243, 400	290, 700	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000		
85	243, 900	290, 900	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200		
86	244, 500	291, 100	339, 500	378, 200	391, 300	410, 900		
87	245, 100	291, 500	340, 000	378, 600	391, 600	411, 600		
88	245, 600	291, 800	340, 400	379, 000	391, 800	412, 200		

89	246, 100	292, 100	340, 700	379, 400	392, 000	412, 700		
90	246, 600	292, 400	341, 100	379, 900	392, 300	413, 400		
91	246, 900	292, 700	341, 600	380, 300	392, 600	414, 100		
92	247, 300	293, 100	342, 000	380, 700	392, 800			
93	247, 600	293, 400	342, 200	381, 000	393, 000			
94		293, 800	342, 600	381, 500	393, 600			
95		294, 100	343, 100	381, 900	394, 300			
96		294, 500	343, 500	382, 300	394, 900			
97		294, 700	343, 700	382, 600	395, 400			
98		294, 900	344, 100	383, 100	396, 100			
99		295, 200	344, 500	383, 500	396, 800			
100		295, 600	344, 800	383, 900				
101		295, 800	345, 100	384, 200				
102		296, 100	345, 500	384, 700				
103		296, 500	345, 900	385, 100				
104		296, 900	346, 300	385, 500				
105		297, 100	346, 800	385, 800				
106		297, 400	347, 200	386, 300				
107		297, 800	347, 600	386, 700				
108		298, 100	348, 000					
109		298, 300	348, 500					
110		298, 600	348, 900					
111		299, 000	349, 200					
112		299, 300	349, 500					
113		299, 500	350, 000					
114		299, 900	350, 400					
115		300, 300	350, 700					
116		300, 600	351, 000					
117		300, 800	351, 500					
118		301, 000	351, 900					
119		301, 300	352, 200					

	120		301,700	352,500					
	121		301,900	353,000					
	122		302,100	353,400					
	123		302,400	353,700					
	124		302,700	354,000					
	125		303,100	354,500					
	126		303,300	354,900					
	127		303,600	355,200					
	128		303,900	355,500					
	129		304,200	356,000					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第18条の2に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

（単位 円）

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	181,300	224,100	254,900	272,600	314,200	354,000
	2	183,000	225,600	255,800	273,200	315,600	356,100
	3	184,600	227,100	256,700	274,200	317,000	358,200
	4	186,100	228,600	257,500	275,200	318,500	360,200
	5	187,500	229,700	258,600	276,200	319,300	362,200
	6	189,500	231,400	259,600	277,200	320,700	364,200
	7	191,500	233,100	260,400	278,200	322,100	366,300
	8	193,500	234,700	261,300	279,300	323,600	368,400
	9	197,000	236,000	265,700	280,600	324,700	370,100
	10	198,900	237,700	266,600	281,800	326,100	372,200
	11	200,900	239,400	267,500	282,800	327,400	374,300
	12	202,800	241,100	268,400	284,000	328,700	376,300
	13	204,900	243,600	268,900	288,400	332,400	378,300
	14	206,900	245,400	269,900	290,000	333,900	379,900
	15	209,100	247,200	270,600	291,600	335,300	381,800
	16	211,200	249,000	271,500	293,400	336,800	383,700
	17	213,200	250,400	272,600	295,000	338,400	385,500
	18	214,600	251,700	273,200	296,800	339,900	387,200
	19	216,000	252,800	274,200	298,500	341,500	389,100
	20	217,200	254,100	275,200	300,200	343,000	390,900
	21	218,600	254,900	276,200	301,900	344,700	392,600
	22	220,000	255,800	277,200	303,500	346,300	394,300
	23	221,500	256,700	278,200	304,800	347,800	396,100
	24	222,700	257,500	279,300	306,100	349,400	397,800
	25	224,100	258,600	280,600	307,600	350,600	399,400
	26	225,600	259,600	281,800	309,200	352,100	401,100

27	227,100	260,400	282,800	311,000	353,600	402,900
28	228,600	261,300	284,000	312,800	355,000	404,700
29	229,700	261,800	285,500	314,500	356,600	406,200
30	231,400	262,700	287,100	316,100	357,600	407,700
31	233,100	263,500	288,400	317,800	359,100	409,200
32	234,700	264,300	289,700	319,500	360,400	410,500
33	236,000	265,200	290,800	320,900	361,800	411,600
34	237,700	265,900	292,400	322,400	363,200	412,700
35	239,400	266,800	294,100	323,900	364,500	413,800
36	241,100	267,600	295,600	325,400	365,900	415,000
37	242,700	272,600	296,600	326,800	367,400	416,300
38	244,100	273,200	298,000	328,200	368,600	417,400
39	245,400	274,200	299,400	329,700	369,700	418,600
40	246,500	275,200	300,900	331,300	370,900	419,700
41	250,400	276,200	302,300	332,400	372,000	420,900
42	251,700	277,200	303,800	333,900	372,900	421,900
43	252,800	278,200	305,400	335,300	373,900	423,000
44	254,100	279,300	307,000	336,800	374,900	424,100
45	254,900	280,600	308,300	338,400	375,500	425,200
46	255,800	281,800	309,700	339,900	376,300	426,100
47	256,700	282,800	311,100	341,500	377,100	427,000
48	257,500	284,000	312,700	343,000	377,900	427,900
49	258,600	288,400	314,500	344,700	378,600	428,800
50	259,600	290,000	316,100	346,300	379,300	429,700
51	260,400	291,600	317,800	347,800	380,100	430,600
52	261,300	293,400	319,500	349,400	380,800	431,500
53	261,800	295,000	320,900	350,600	381,400	432,300
54	262,700	296,800	322,400	352,100	382,000	433,100
55	263,500	298,500	323,900	353,600	382,700	433,900
56	264,300	300,200	325,400	355,000	383,300	434,700
57	265,200	301,900	326,800	356,600	384,000	435,400

58	265,900	303,500	328,200	357,600	384,500	436,200
59	266,800	304,800	329,700	359,100	385,100	437,000
60	267,600	306,100	331,300	360,400	385,600	437,800
61	268,600	307,600	332,400	361,800	386,000	438,500
62	269,400	309,200	333,900	363,200	386,600	439,300
63	270,300	311,000	335,300	364,500	387,100	440,100
64	271,300	312,800	336,800	365,900	387,400	440,800
65	272,500	314,500	338,400	367,400	387,700	441,600
66	273,700	316,100	339,900	368,600	388,200	442,400
67	275,200	317,800	341,500	369,700	388,600	443,200
68	276,500	319,500	343,000	370,900	388,900	443,900
69	278,000	320,900	344,700	372,000	389,200	444,700
70	279,400	322,400	346,300	372,900	389,700	445,500
71	280,600	323,900	347,800	373,900	390,200	446,300
72	281,800	325,400	349,400	374,900	390,600	447,000
73	283,300	326,800	350,600	375,500	390,900	447,800
74	284,500	328,200	352,100	376,300	391,300	448,600
75	285,900	329,700	353,600	377,100	391,800	449,400
76	287,100	331,300	355,000	377,900	392,200	450,100
77	288,100	332,400	356,600	378,600	392,600	450,900
78	289,400	333,900	357,600	379,300	393,100	451,700
79	290,700	335,300	359,100	380,100	393,600	452,400
80	292,100	336,800	360,400	380,800	394,100	453,200
81	293,400	338,400	361,800	381,400	394,600	454,000
82	294,800	339,900	363,200	382,000	395,100	454,800
83	296,300	341,500	364,500	382,700	395,600	455,500
84	297,800	343,000	365,900	383,300	396,100	456,300
85	298,900	344,700	367,400	384,000	396,600	457,100
86	300,200	346,300	368,600	384,500	397,100	457,900
87	301,400	347,800	369,700	385,100	397,600	458,600
88	302,800	349,400	370,900	385,600	398,100	459,400

89	304,200	350,600	372,000	386,000	398,600	460,200
90	305,500			386,600	399,100	
91	306,900			387,100	399,600	
92	308,300			387,400	400,100	
93	309,100			387,700	400,600	
94	310,300			388,200	401,100	
95	311,500			388,600	401,600	
96	312,900			388,900	402,100	
97	314,000			389,200	402,600	
98	315,300			389,700	403,100	
99	316,600			390,200	403,600	
100	317,800			390,600	404,100	
101	319,100			390,900	404,600	
102	320,400			391,300	405,100	
103	321,700			391,800	405,600	
104	323,000			392,200	406,100	
105	323,700			392,600	406,600	
106	324,800			393,000	407,100	
107	325,900			393,500	407,600	
108	326,800			394,000	408,100	
109	328,100			394,400	408,600	
110	328,800			394,900	409,100	
111	329,900			395,400	409,600	
112	331,100			395,900	410,100	
113	332,200			396,300	410,600	
114	333,400			396,800		
115	334,500			397,300		
116	335,700			397,800		
117	336,800			398,200		
118	337,900			398,700		
119	338,900			399,200		

120	340,000			399,700		
121	340,900			400,100		
122	341,900			400,600		
123	342,800			401,100		
124	343,800			401,600		
125	344,800			402,000		
126	345,600					
127	346,400					
128	347,200					
129	347,800					
130	348,400					
131	349,100					
132	349,700					
133	350,100					
134	350,500					
135	351,000					
136	351,400					
137	351,900					
138	352,300					
139	352,800					
140	353,200					
141	353,500					
142	354,000					
143	354,400					
144	354,700					
145	355,200					
146	355,700					
147	356,200					
148	356,700					
149	357,200					
150	357,700					

151	358,200					
152	358,600					
153	359,000					
154	359,400					
155	359,900					
156	360,400					
157	360,800					
158	361,300					
159	361,800					
160	362,300					
161	362,600					
162	363,100					
163	363,600					
164	364,100					
165	364,400					
166	364,900					
167	365,400					
168	365,900					
169	366,200					
再任用 職員	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、看護専門学校に勤務する保健師、助産師及び看護師に適用する。

(春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年条例第32号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後		改正前	
(特定任期付職員の給与に関する特例)		(特定任期付職員の給与に関する特例)	
第7条		第7条	
号給	給料月額（円）	号給	給料月額（円）
1	<u>376,000</u>	1	<u>375,000</u>

(2) 別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

特定業務等従事任期付職員給料表

（単位 円）

職務の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
1	164,100	175,300	191,700
2	165,600	177,800	193,400
3	167,100	180,300	195,200
4	168,700	182,800	196,900
5	169,800	185,200	198,500
6	171,200	186,900	200,300
7	172,600	188,500	202,100
8	174,000	190,200	203,900
9	175,300	191,700	205,400
10	177,800	193,400	207,200
11	180,300	195,200	209,000
12	182,800	196,900	210,800
13	185,200	198,500	212,400
14	186,900	200,300	214,200
15	188,500	202,100	216,000
16	190,200	203,900	217,800
17	191,700	205,400	219,200

(春日部市会計年度任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 春日部市会計年度任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例（令和元年条例第10号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給)</p> <p>第20条</p> <p>4 期末手当は、給与条例第17条から第17条の3までの例による。<u>この場合において、給与条例第17条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の125」とする。</u>ただし、任期が6か月未満の者その他の者で任命権者が定めるものにあつては、この限りでない。</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給)</p> <p>第20条</p> <p>4 期末手当は、給与条例第17条から第17条の3までの例による。ただし、任期が6か月未満の者その他の者で任命権者が定めるものにあつては、この限りでない。</p>

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第4条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第10号）の一部を次のように改正する。

(1) 第6条のうち春日部市職員の給与に関する条例第18条第2項、別表第1及び別表第2の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第18条</p> <p>2</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額</p> <p>別表第1（第3条関係） 行政職給料表</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第18条</p> <p>2</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額</p> <p>別表第1（第3条関係） 行政職給料表</p>

(単位 円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表

(単位 円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用短時間勤務職員		基準	基準	基準	基準	基準	基準

(単位 円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表

(単位 円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		255,420	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

前再 任用 短時 間勤 務職 員	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	用職 員	00	00	00	00	00	00
	255,4 00	262,6 00	272,8 00	289,1 00	326,2 00	370,6 00							

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の春日部市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定並びに第2条の規定による改正後の春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（附則第4項において「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項及び別表の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 改正後の給与条例第18条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の春日部市会計年度任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例（次項において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）第20条第4項の規定は、令和4年6月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の春日部市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第2条の規定による改正前の春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の春日部市会計年度任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 7 号

春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

市議会議員の期末手当の規定を改正したく提案いたします。

春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第46号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、令和4年6月1日から適用する。

(期末手当の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 8 号

春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

市長等の期末手当の規定を改正したく提案いたします。

春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与等に関する
条例の一部を改正する条例

(春日部市特別職の給与に関する条例の一部改正)

第1条 春日部市特別職の給与に関する条例（平成17年条例第50号）の一部を次のよう
に改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引
かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前 項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、 退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現 在）において市長等が受けるべき給料の月額及 びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計 額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6か月以内の期間におけるその者の在職期間の 区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得 た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前 項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、 退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現 在）において市長等が受けるべき給料の月額及 びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計 額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6か月以内の期間におけるその者の在職期間の 区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得 た額とする。</p>

(春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成17年条例第168号）の
一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引
かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前 項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、 退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死 亡した日現在）において教育長が受けるべき給 料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得 た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、 基準日以前6か月以内の期間におけるその者の 在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合 を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前 項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、 退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死 亡した日現在）において教育長が受けるべき給 料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得 た額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、 基準日以前6か月以内の期間におけるその者の 在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合 を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の春日部市特別職の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）第5条第2項の規定及び第2条の規定による改正後の春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）第5条第2項の規定は、令和4年6月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の春日部市特別職の給与に関する条例又は第2条の規定による改正前の春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 9 号

春日部市手数料条例の一部改正について

春日部市手数料条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

建築基準法等の一部改正に伴い、別表第2の規定を改正したく提案いたします。

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の号に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の項又は号に対応する改正前の欄の項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項又は号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1 (2) 住宅用途を含む建築物の <u>住宅</u> 部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ア <u>床面積の合計が300㎡未満のもの</u> <u>11,000円</u>	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1 (2) 住宅用途を含む建築物の <u>住戸</u> 部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ア <u>申請に係る一の建築物の住戸数（以下この項及び都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等</u>

計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）の項において「住戸数」という。）が1戸のもの
5,000円

イ 住戸数が1戸を超え5戸以下のもの
10,000円

ウ 住戸数が5戸を超え10戸以下のもの
18,000円

エ 住戸数が10戸を超え25戸以下のもの
31,000円

オ 住戸数が25戸を超え50戸以下のもの
52,000円

カ 住戸数が50戸を超え100戸

イ 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの
23,000円

ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの
52,000円

エ 床面積の合計が5,000㎡以上のもの
94,000円

							以下のもの
							94,000円
						キ	住戸数が100戸を超え200戸以下のもの
							149,000円
						ク	住戸数が200戸を超え300戸以下のもの
							188,000円
						ケ	住戸数が300戸を超えるもの
							201,000円
			(3) <u>非住宅</u>			(3) <u>住宅</u>	用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物
			用途を含む建築物の <u>非住宅部分</u>			用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物	次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
			次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額			次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
			ア 床面積の合計が300㎡ <u>未満</u> のもの			ア 床面積の合計が300㎡ <u>以下</u> のもの	
			<u>11,000円</u>			<u>10,000円</u>	
			イ 床面積の合計が300㎡ <u>以上</u> 1,000㎡ <u>未満</u> のもの			イ 床面積の合計が300㎡ <u>を超え</u> 1,000㎡ <u>以下</u> のもの	
			19,000円			19,000円	
			ウ 床面積			ウ 床面積	

の合計が
1,000㎡以
上2,000㎡
未満の
もの

31,000円

エ 床面積

の合計が
2,000㎡以
上5,000㎡
未満の
もの

94,000円

オ 床面積

の合計が
5,000㎡以
上10,000
㎡未満の
もの

149,000円

カ 床面積

の合計が
10,000㎡
以上

25,000㎡
未満の
もの

188,000円

キ 床面積

の合計が
25,000㎡
以上のも
の

235,000円

2 1以外の場
合で、建築物工
ネルギー消費
性能基準等を
定める省令(平
成28年経済産
業省・国土交
通省令第1号)
第10条第2号

の合計が
1,000㎡を
超え2,000
㎡以下の
もの

31,000円

エ 床面積

の合計が
2,000㎡を
超え5,000
㎡以下の
もの

94,000円

オ 床面積

の合計が
5,000㎡を
超え
10,000㎡
以下のも
の

149,000円

カ 床面積

の合計が
10,000㎡
を超え

25,000㎡
以下のも
の

188,000円

キ 床面積

の合計が
25,000㎡
を超える
もの

235,000円

2 1以外の場
合

イ(1)及びロ
(1)に定める
基準に適合す
るもの

(1) 一戸建
ての住宅
次に掲げる
区分に応じ
それぞれ次
に定める額

ア 床面積
の合計が
200㎡未満
のもの
40,000円

イ 床面積
の合計が
200㎡以上
のもの
44,000円

(2) 住宅用
途を含む建
築物の住宅
部分 次に
掲げる区分
に応じそれ
ぞれ次に定
める額

ア 床面積
の合計が
300㎡未満
のもの
80,000円

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
2,000㎡未
満のもの
135,000
円

ウ 床面積
の合計が
2,000㎡以
上5,000㎡

(1) 一戸建
ての住宅
38,000円

(2) 住宅用
途を含む建
築物の住戸
部分 次に
掲げる区分
に応じそれ
ぞれ次に定
める額

ア 住戸数
が1戸の
もの
38,000円

イ 住戸数
が1戸を
超え5戸
以下のも
の
66,000円

ウ 住戸数
が5戸を
超え10戸
以下のも

未満のもの
の
230,000円
エ 床面積
の合計が
5,000㎡以
上のもの
330,000
円

の
96,000円

エ 住戸数
が10戸を
超え25戸
以下のもの
の
140,000円

オ 住戸数
が25戸を
超え50戸
以下のもの
の
203,000円

カ 住戸数
が50戸を
超え100戸
以下のもの
の
301,000円

キ 住戸数
が100戸を
超え200戸
以下のもの
の
411,000円

ク 住戸数
が200戸を
超え300戸
以下のもの
の
539,000円

ケ 住戸数
が300戸を
超えるもの
の
633,000円

(3) 共同住
宅の共用部
分 次に掲
げる区分に
応じそれぞ
れ次に定め

	る額
	ア 床面積の合計が300㎡以下のもの 111,000円
	イ 床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以下のもの 145,000円
	ウ 床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以下のもの 192,000円
	エ 床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以下のもの 303,000円
	オ 床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以下のもの 394,000円
	カ 床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以下のもの 474,000円
	キ 床面積

の合計が
25,000㎡
を超える
もの
553,000円

3 1以外の場
合で、建築物エ
ネルギー消費
性能基準等を
定める省令第
10条第2号イ
(2)及びロ
(2)に定める
基準に適合す
るもの

(1) 一戸建
ての住宅
次に掲げる
区分に応じ
それぞれ次
に定める額
ア 床面積
の合計が
200㎡未満
のもの
20,000円

イ 床面積
の合計が
200㎡以上
のもの
22,000円

(2) 住宅用
途を含む建
築物の住宅
部分 次に
掲げる区分
に応じそれ
ぞれ次に定
める額

ア 床面積
の合計が
300㎡未満
のもの
38,000円

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
2,000㎡未
満のもの
66,000
円

ウ 床面積
の合計が
2,000㎡以
上5,000㎡
未満のも
の
121,000円

エ 床面積
の合計が
5,000㎡以
上のもの
183,000
円

4 1以外の場
合で、建築物工
ネルギー消費
性能基準等を
定める省令第
10条第1号イ
(1)及びロ
(1)に定める
基準に適合す
る非住宅用途
を含む建築物
の非住宅部分
次に掲げる
区分に応じそ
れぞれ次に定
める額

(1) 床面積
の合計が300
㎡未満のも
の 267,000
円

(2) 床面積
の合計が
300㎡以上

(4) 住宅用
途を含む建
築物の住宅
用途以外の
部分及び非
住宅建築物
((5)に掲
げる場合を
除く。) 次
に掲げる区
分に応じそ
れぞれ次に
定める額

ア 床面積
の合計が
300㎡以下
のもの
250,000円

イ 床面積
の合計が
300㎡を超

1,000㎡未
満のもの
334,000
円

(3) 床面積
の合計が
1,000㎡以上
2,000㎡未満
のもの
432,000円

(4) 床面積
の合計が
2,000㎡以上
5,000㎡未満
のもの
616,000円

(5) 床面積
の合計が
5,000㎡以上
10,000㎡未満
のもの
759,000円

(6) 床面積
の合計が
10,000㎡以
上25,000㎡
未満のもの
898,000円

(7) 床面積
の合計が
25,000㎡
以上のも
の
1,024,000
円

5 1以外の場
合で、建築物工
ネルギー消費

え1,000㎡
以下のも
の
317,000円

ウ 床面積
の合計が
1,000㎡を
超え2,000
㎡以下の
もの
412,000円

エ 床面積
の合計が
2,000㎡を
超え5,000
㎡以下の
もの
591,000円

オ 床面積
の合計が
5,000㎡を
超え
10,000㎡
以下のも
の
731,000円

カ 床面積
の合計が
10,000㎡
を超え
25,000㎡
以下のも
の
867,000円

キ 床面積
の合計が
25,000㎡
を超える
もの
989,000円

(5) 住宅用
途を含む建
築物の住宅

性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ

(2)に定める基準に適合する非住宅用途

を含む建築物の非住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が300㎡未満のもの
の 102,000円

(2) 床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの
の 130,000円

(3) 床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの
171,000円

(4) 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの
277,000円

(5) 床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの

用途以外の部分及び非住宅建築物
(市長が別に定める場合に限る。)

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300㎡以下のもの
91,000円

イ 床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以下のもの
118,000円

ウ 床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以下のもの
158,000円

エ 床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以下のもの
259,000円

オ 床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡

		<u>362,000円</u> (6) 床面積の合計が 10,000㎡以上 <u>25,000㎡未</u> <u>満</u> のもの <u>435,000円</u> (7) 床面積の合計が 25,000㎡以上 <u>の</u> もの <u>510,000円</u>			<u>以下</u> のもの <u>343,000円</u> <u>カ</u> 床面積の合計が 10,000㎡ <u>を</u> <u>超</u> <u>え</u> 25,000㎡ <u>以下</u> のもの <u>414,000円</u> <u>キ</u> 床面積の合計が 25,000㎡ <u>を</u> <u>超</u> <u>え</u> <u>る</u> もの <u>486,000円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	1 (2) 住宅用途を含む建築物の <u>住宅</u> 部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ア <u>床面積の合計が</u> <u>300㎡未</u> <u>満</u> <u>の</u> <u>もの</u> <u>5,500円</u> イ <u>床面積の合計が</u> <u>300㎡以上</u> <u>2,000㎡未</u> <u>満</u> <u>の</u> <u>もの</u> <u>11,500円</u> ウ <u>床面積の合計が</u> <u>2,000㎡以上</u> <u>5,000㎡未</u> <u>満</u> <u>の</u> <u>もの</u>	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	1 (2) 住宅用途を含む建築物の <u>住戸</u> 部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ア <u>住戸数が</u> <u>1戸の</u> <u>もの</u> <u>2,500円</u> イ <u>住戸数が</u> <u>1戸を</u> <u>超</u> <u>え</u> <u>5戸以下</u> <u>の</u> <u>5,000円</u> ウ <u>住戸数が</u> <u>5戸を</u> <u>超</u> <u>え</u> <u>10戸以下</u> <u>の</u> <u>9,000円</u>

の
26,000円
エ 床面積
の合計が
5,000㎡以
上のもの
47,000
円

(3) 非住宅
用途を含む
建築物の非
住宅部分
次に掲げる
区分に応じ
それぞれ次

円
エ 住戸数
が10戸を
超え25戸
以下のもの
の
15,500円

オ 住戸数
が25戸を
超え50戸
以下のもの
の
26,000円

カ 住戸数
が50戸を
超え100戸
以下のもの
の
47,000円

キ 住戸数
が100戸を
超え200戸
以下のもの
の
74,500円

ク 住戸数
が200戸を
超え300戸
以下のもの
の
94,000円

ケ 住戸数
が300戸を
超えるもの
の
100,500円

(3) 住宅用
途を含む建
築物(住戸部
分を除く。)
及び非住宅
建築物 次
に掲げる区

	に定める額		分に応じそれぞれ次に定める額
	ア 床面積の合計が300㎡ <u>未満</u> のもの <u>5,500円</u>		ア 床面積の合計が300㎡ <u>以下</u> のもの <u>5,000円</u>
	イ 床面積の合計が300㎡ <u>以上</u> 1,000㎡ <u>未満</u> のもの 9,500円		イ 床面積の合計が300㎡ <u>を超え</u> 1,000㎡ <u>以下</u> のもの の 9,500円
	ウ 床面積の合計が1,000㎡ <u>以上</u> 2,000㎡ <u>未満</u> のもの 15,500円		ウ 床面積の合計が1,000㎡ <u>を超え</u> 2,000㎡ <u>以下</u> のもの 15,500円
	エ 床面積の合計が2,000㎡ <u>以上</u> 5,000㎡ <u>未満</u> のもの 47,000円		エ 床面積の合計が2,000㎡ <u>を超え</u> 5,000㎡ <u>以下</u> のもの 47,000円
	オ 床面積の合計が5,000㎡ <u>以上</u> 10,000㎡ <u>未満</u> のもの 74,500円		オ 床面積の合計が5,000㎡ <u>を超え</u> 10,000㎡ <u>以下</u> のもの 74,500円
	カ 床面積の合計が10,000㎡ <u>以上</u> 25,000㎡ <u>未満</u> のもの の		カ 床面積の合計が10,000㎡ <u>を超え</u> 25,000㎡ <u>以下</u> のもの の

94,000円
キ 床面積
の合計が
25,000㎡
以上のもの
の
117,500円

2 1以外の場
合で、建築物工
ネルギー消費
性能基準等を
定める省令第
10条第2号イ
(1)及びロ
(1)に定める
基準に適合す
るもの

(1) 一戸建
ての住宅
次に掲げる
区分に応じ
それぞれ次
に定める額

ア 床面積
の合計が
200㎡未満
のもの
20,000円
イ 床面積
の合計が
200㎡以上
のもの
22,000円

(2) 住宅用
途を含む建
築物の住宅
部分 次に
掲げる区分
に応じそれ
ぞれ次に定
める額

ア 床面積
の合計が
300㎡未満

94,000円
キ 床面積
の合計が
25,000㎡
を超える
もの
117,500円

2 1以外の場
合

(1) 一戸建
ての住宅
19,000円

(2) 住宅用
途を含む建
築物の住戸
部分 次に
掲げる区分
に応じそれ
ぞれ次に定
める額
ア 住戸数
が1戸の
もの

のもの
40,000円

イ 床面積
の合計が
300㎡以上
2,000㎡未
満のもの
67,500
円

ウ 床面積
の合計が
2,000㎡以
上5,000㎡
未満のも
の
115,000円

エ 床面積
の合計が
5,000㎡以
上のもの
165,000
円

19,000円

イ 住戸数
が1戸を
超え5戸
以下のも
の
33,000円

ウ 住戸数
が5戸を
超え10戸
以下のも
の
48,000円

エ 住戸数
が10戸を
超え25戸
以下のも
の
70,000円

オ 住戸数
が25戸を
超え50戸
以下のも
の
101,500円

カ 住戸数
が50戸を
超え100戸
以下のも
の
150,500円

キ 住戸数
が100戸を
超え200戸
以下のも
の
205,500円

ク 住戸数
が200戸を
超え300戸
以下のも

								の 269,500円
							ケ 住戸数 が300戸を 超えるも の 316,500円	
							(3) 共同住 宅の共用部 分 次に掲 げる区分に 応じそれぞ れ次に定め る額	
							ア 床面積 の合計が 300㎡以下 のもの 55,500円	
							イ 床面積 の合計が 300㎡を超 え1,000㎡ 以下のも の 72,500円	
							ウ 床面積 の合計が 1,000㎡を 超え2,000 ㎡以下の もの 96,000円	
							エ 床面積 の合計が 2,000㎡を 超え5,000 ㎡以下の もの 151,500円	
							オ 床面積 の合計が 5,000㎡を 超え	

								10,000㎡ 以下のもの 197,000円
								カ 床面積 の合計が 10,000㎡ を超え 25,000㎡ 以下のもの 237,000円
								キ 床面積 の合計が 25,000㎡ を超える もの 276,500円
			3	1以外の場 合で、建築物エ ネルギー消費 性能基準等を 定める省令第 10条第2号イ (2)及びロ (2)に定める 基準に適合す るもの				
				(1) 一戸建 ての住宅 次に掲げる 区分に応じ それぞれ次 に定める額				
				ア 床面積 の合計が 200㎡未満 のもの 10,000円				
				イ 床面積 の合計が 200㎡以上 のもの 11,000円				

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300㎡未満のもの
19,000円

イ 床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの
33,000円

ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの
60,500円

エ 床面積の合計が5,000㎡以上のもの
91,500円

4 1以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物

(4) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物((5)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる区分に応じそ

の非住宅部分

次に掲げる
区分に応じそ
れぞれ次に定
める額

(1) 床面積
の合計が300
㎡未滿のも
の 133,500
円

(2) 床面積
の合計が300
㎡以上1,000
㎡未滿のも
の 167,000
円

(3) 床面積
の合計が
1,000㎡以上
2,000㎡未滿
のもの
216,000円

(4) 床面積
の合計が
2,000㎡以上
5,000㎡未滿
のもの
308,000円

(5) 床面積
の合計が
5,000㎡以上
10,000㎡未
滿のもの
379,500円

(6) 床面積
の合計が
10,000㎡以
上25,000㎡
未滿のもの

れぞれ次に
定める額

ア 床面積
の合計が
300㎡以下
のもの
125,000円

イ 床面積
の合計が
300㎡を超
え1,000㎡
以下のも
の
158,500円

ウ 床面積
の合計が
1,000㎡を
超え2,000
㎡以下の
もの
206,000円

エ 床面積
の合計が
2,000㎡を
超え5,000
㎡以下の
もの
295,500円

オ 床面積
の合計が
5,000㎡を
超え
10,000㎡
以下のも
の
365,500円

カ 床面積
の合計が
10,000㎡
を超え
25,000㎡

449,000円

(7) 床面積
の合計が
25,000㎡以
上のもの
512,000円

5 1 以外の場合

で、建築物エネ
ルギー消費性
能基準等を定
める省令第10
条第1号イ

(2) 及びロ
(2)に定める
基準に適合す

る非住宅用途
を含む建築物
の非住宅部分
次に掲げる
区分に応じそ
れぞれ次に定
める額

(1) 床面積
の合計が300
㎡未満のも
の 51,000
円

(2) 床面積
の合計が300
㎡以上1,000
㎡未満のも
の 65,000
円

(3) 床面積
の合計が
1,000㎡以上
2,000㎡未満
のもの
85,500円

以下のも
の

433,500円

キ 床面積
の合計が
25,000㎡
を超える
もの
494,500円

(5) 住宅用
途を含む建
築物の住宅
用途以外
の部分及び非
住宅建築物
(市長が別
に定める場
合に限る。)

次に掲げ
る区分に応
じそれぞれ
次に定める
額

ア 床面積
の合計が
300㎡以下
のもの
45,500円

イ 床面積
の合計が
300㎡を超
え1,000㎡
以下のも
の
59,000円

ウ 床面積
の合計が
1,000㎡を
超え2,000
㎡以下の
もの
79,000円

		<p>(4) 床面積の合計が2,000㎡<u>以上</u>5,000㎡<u>未満</u>のもの <u>138,500円</u></p> <p>(5) 床面積の合計が5,000㎡<u>以上</u>10,000㎡<u>未満</u>のもの <u>181,000円</u></p> <p>(6) 床面積の合計が10,000㎡<u>以上</u>25,000㎡<u>未満</u>のもの <u>217,500円</u></p> <p>(7) 床面積の合計が25,000㎡<u>以上</u>のもの <u>255,000円</u></p>			<p><u>エ</u> 床面積の合計が2,000㎡<u>を</u><u>超え</u>5,000㎡<u>以下</u>のもの <u>129,500円</u></p> <p><u>オ</u> 床面積の合計が5,000㎡<u>を</u><u>超え</u>10,000㎡<u>以下</u>のもの <u>171,500円</u></p> <p><u>カ</u> 床面積の合計が10,000㎡<u>を</u><u>超え</u>25,000㎡<u>以下</u>のもの <u>207,000円</u></p> <p><u>キ</u> 床面積の合計が25,000㎡<u>を</u><u>超える</u>もの <u>243,000円</u></p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	2 <u>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものの次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定め</u>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項若しくは第2項又は第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	2 <u>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの</u>

定		る額	定		次に掲げる 区分に応じ それぞれ次 に定める額
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>2 1以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>3 1以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が200㎡未満のもの 20,000円 イ 床面積の合計が200㎡以上のもの 22,000円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に</p>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	2 1以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの

		掲げる区分 に応じそれ ぞれ次に定 める額 ア 床面積 の合計が 300㎡未満 のもの 38,000円 イ 床面積 の合計が 300㎡以上 2,000㎡未 満のもの 66,000 円 ウ 床面積 の合計が 2,000㎡以 上5,000㎡ 未満のも の 121,000円 エ 床面積 の合計が 5,000㎡以 上のもの 183,000 円			
		<u>4</u> (略)			<u>3</u> (略)
		<u>5</u> (略)			<u>4</u> (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(次項に規定	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	2 1以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号 <u>イ</u> (1)及び <u>ロ</u> (1)に定める基準に適合するもの 3 1以外の場合で、建築物エ	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(次項に規定	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	2 1以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号 <u>イ</u> 及び <u>ロ</u> に定める基準に適合するもの

する審査を除く。)

エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
ア 床面積の合計が200㎡未満のもの
10,000円

イ 床面積の合計が200㎡以上
のもの
11,000円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300㎡未満のもの
19,000円

イ 床面積の合計が300㎡以上
2,000㎡未満のもの
33,000円

する審査を除く。)

		ウ 床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの 60,500円			
		エ 床面積の合計が5,000㎡以上のもの 91,500円			
		<u>4</u> (略)			<u>3</u> (略)
		<u>5</u> (略)			<u>4</u> (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	3 (2) ア 床面積の合計が300㎡未満のもの 38,000円	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	3 (2) ア 床面積の合計(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。イからエまでにおいて同じ。)が300㎡未満のもの 38,000円

第2条 春日部市手数料条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第2 (第2条関係) 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2 (第2条関係) 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
建築基準法第	建築物に	<u>建築物</u> を建築す	建築基準法第	建築物に	<u>1 建築物</u> を建

<p>6条第1項 (同法第87条第1項において準用する場合を含む。) の規定による建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。) の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査(次項に規定する審査を除く。)</p>	<p>関する確認申請又は計画通知手数料</p>	<p>る場合(移転する場合を除く。)にあっては、当該建築に係る部分の床面積の合計が</p> <p>(1) 30㎡以下 1件につき 7,000円</p> <p>(2) 30㎡を超え、100㎡以下 1件につき 14,000円</p> <p>(3) 100㎡を超え、200㎡以下 1件につき 24,000円</p> <p>(4) 200㎡を超え、500㎡以下 1件につき 31,000円</p> <p>(5) 500㎡を超え、1,000㎡以下 1件につき 58,000円</p> <p>(6) 1,000㎡を超え、2,000㎡以下 1件につき 78,000円</p> <p>(7) 2,000㎡を超え、10,000㎡以下 1件につき 235,000円</p> <p>(8) 10,000㎡を超え、50,000㎡以下 1件につき 435,000円</p>	<p>6条第1項 (同法第87条第1項において準用する場合を含む。) の規定による建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。) の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査(次項に規定する審査を除く。)</p>	<p>関する確認申請又は計画通知手数料</p>	<p>築する場合(移転する場合を除く。)にあっては、当該建築に係る部分の床面積の合計が</p> <p>(1) 30㎡以下 1件につき 7,000円</p> <p>(2) 30㎡を超え、100㎡以下 1件につき 14,000円</p> <p>(3) 100㎡を超え、200㎡以下 1件につき 24,000円</p> <p>(4) 200㎡を超え、500㎡以下 1件につき 31,000円</p> <p>(5) 500㎡を超え、1,000㎡以下 1件につき 58,000円</p> <p>(6) 1,000㎡を超え、2,000㎡以下 1件につき 78,000円</p> <p>(7) 2,000㎡を超え、10,000㎡以下 1件につき 235,000円</p> <p>(8) 10,000㎡を超え、50,000㎡以下 1件につき 435,000円</p>
---	-------------------------	---	---	-------------------------	---

		<p>下 1 件につき 420,000円 (9) 50,000 ㎡を超える 1 件につき 777,000円</p> <p>※ 建築物を移 転し、その大規 模の修繕若し くは大規模の 模様替えをし、 又はその用途 を変更する場 合にあっては、 当該移転、修 繕、模様替え又 は用途の変更 に係る部分の 床面積の2分 の1について 算定する。</p>			<p>下 1 件につき 420,000円 (9) 50,000 ㎡を超える 1 件につき 777,000円</p> <p>※ 建築物を移 転し、その大規 模の修繕若し くは大規模の 模様替えをし、 又はその用途 を変更する場 合にあっては、 当該移転、修 繕、模様替え又 は用途の変更 に係る部分の 床面積の2分 の1について 算定する。</p>	
<p>建築基準法第 6条第1項 (同法第87条 第1項におい て準用する場 合を含む。)の 規定による 確認を受けた 建築物に關 する計画変更 確認の申請又 は同法第18 条第2項(同 法第87条第 1項におい て準用する場 合を含む。)の 規定による 確認を受けた 建築物に關 する計画変更 に係る計画の 通知に対する 審査</p>	<p>建築物に 關する計 画変更確 認申請又 は計画変 更に係る 計画通知 手数料</p>	<p>前項手数料の額 の欄の額。この 場合において、<u>同欄</u> 中「当該建築に 係る部分の床 面積」とある のは、「当該計 画の変更に係 る部分の床面 積の2分の1 (床面積の増 加する部分に あっては、当 該増加する部 分の床面積)」 と読み替えて 算定する。</p>		<p>建築基準法第 6条第1項 (同法第87条 第1項におい て準用する場 合を含む。)の 規定による 確認を受けた 建築物に關 する計画変更 確認の申請又 は同法第18 条第2項(同 法第87条第 1項におい て準用する場 合を含む。)の 規定による 確認を受けた 建築物に關 する計画変更 に係る計画の 通知に対する 審査</p>	<p>建築物に 關する計 画変更確 認申請又 は計画変 更に係る 計画通知 手数料</p>	<p>前項手数料の額 の欄 <u>1又は2</u> の 額。この場合に おいて、<u>同欄 1</u> 中「当該建築 に係る部分の 床面積」とあ るのは、「当該 計画の変更係 る部分の床面 積の2分の1 (床面積の増 加する部分に あっては、当 該増加する部 分の床面積)」 と読み替えて 算定する。</p>

(略)	(略)	(略)
建築基準法第51条ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	特殊建築物等敷地許可申請手数料	1件につき 160,000円
建築基準法第52条第6項第3号の規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合(以下「容積率」という。)に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	1件につき 27,000円
建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の容積率の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
建築基準法第53条第4項、第5項又は第6項第3号の	建築物の建蔽率に関する制限の適用	1件につき 33,000円

(略)	(略)	(略)
建築基準法第51条ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	特殊建築物等敷地許可申請手数料	1件につき 160,000円
建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合(以下「容積率」という。)に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の容積率の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
建築基準法第53条第6項第3号の規定による建築物の	建築物の建蔽率に関する制限の適用	1件につき 33,000円

規定による建築物の建築面積の敷地面積に対する割合（以下「建蔽率」という。）に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	除外に係る許可申請手数料		建築面積の敷地面積に対する割合（以下「建蔽率」という。）に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	除外に係る許可申請手数料	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
建築基準法第55条第3項又は第4項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	1件につき 160,000円	建築基準法第55条第3項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	1件につき 160,000円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
建築基準法第57条第1項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 27,000円	建築基準法第57条第1項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 27,000円
建築基準法第58条第2項の規定による建築物の高さの最高限度の特例の許可の申請に対する審査	高度地区内における建築物の高さの最高限度の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円			

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 春日部市手数料条例の一部を改正する条例（令和4年条例第21号）附則第2項又は第3項の規定の適用を受ける場合の手数料については、第1条の規定による改正後の春日部市手数料条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第10号

春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、内容及び手続の説明及び同意の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の項を削る。
- (2) 次の表中、改正後の欄の章又は条に対応する改正前の欄の章又は条が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の章又は条を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
目次 第3章 雑則（第62条） （内容及び手続の説明及び同意） 第5条	目次 （内容及び手続の説明及び同意） 第5条 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。 （1） 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のア又はイに掲げるもの ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられた

ファイルに当該重要事項を記録する方法
(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾
又は受けない旨の申出をする場合にあって
は、特定教育・保育施設の使用に係る電子
計算機に備えられたファイルにその旨を記
録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその
他これらに準ずる方法により一定の事項を確
実に記録しておくことができる物をもって調
製するファイルに前項に規定する重要事項を
記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイル
への記録を出力することによる文書を作成す
ることができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、
特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と
利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通
信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により
第1項に規定する重要事項を提供しようとする
ときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、
その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内
容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得
なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教
育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育
施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方
法により電磁的方法による提供を受けない旨の
申出があったときは、当該利用申込者に対し、
第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法
によってしてはならない。ただし、当該利用申
込者が再び前項の規定による承諾をした場合
は、この限りでない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こ
ども園及び保育所に限る。以下この条において
同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者
は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉
法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教
育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な
措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を
辱める等その権限を濫用してはならない。

第26条 削除

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

4

(1) 市長が、児童福祉法第24条**第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)**の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

5 前項(同項第2号に該当する場合に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う**施設**として適切に確保しなければならない。

(法定代理受領の場合の読替え)

第57条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については、第55条第1項中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

4

(1) 市長が、児童福祉法第24条**第3項**の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

5 前項(同項第2号に該当する場合に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う**者**として適切に確保しなければならない。

(法定代理受領の場合の読替え)

第57条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については、第55条第1項中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た

額」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第2項中「前項の場合において、」とあるのは「法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市町村及び当該」と、「交付しなければならぬ。」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知しなければならぬ。ただし、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は法第7条第10項第5号に掲げる事業において提供されるものである場合には、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第62条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定

額」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第2項中「前項の場合において、」とあるのは「法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市町村及び当該」と、「交付し」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し」とする。

保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教

育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 号

春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の策定等の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）に対応する改正前の欄の条が存在しない場合にあつては、当該改正後の条を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（安全計画の策定等）</p> <p>第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（自動車を運行する場合の所在の確認）</p> <p>第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者</p>	

<p>を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。</p> <p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p>	<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p>
<p>第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限る、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</p>	<p>第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p>
<p>第14条 削除</p> <p>(衛生管理等)</p>	<p>第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(衛生管理等)</p>
<p>第15条</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</p>	<p>第15条</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 2 改正後の第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用

乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第12号

春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩谷 一 弘

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の策定等の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）に対応する改正前の欄の条が存在しない場合にあつては、当該改正後の条を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(安全計画の策定等)</p> <p>第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>(自動車を行う場合の所在の確認)</p> <p>第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなけれ</p>	

<p>ばならない。 （業務継続計画の策定等）</p> <p>第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。 （衛生管理等）</p>	<p>（衛生管理等）</p>
<p>第14条</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する</u>よう努めなければならない。</p>	<p>第14条</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。</p>

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（安全計画の策定等に係る経過措置）
- この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第13号

春日部市子育て支援審議会条例の一部改正について

春日部市子育て支援審議会条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正等に伴い、設置の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市子育て支援審議会条例の一部を改正する条例

春日部市子育て支援審議会条例（平成17年条例第97号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第72条</u>第1項の規定に基づき、春日部市子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、こども未来部<u>こども育成課</u>において処理する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第77条</u>第1項の規定に基づき、春日部市子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、こども未来部<u>こども政策課</u>において処理する。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第14号

春日部市国民健康保険条例の一部改正について

春日部市国民健康保険条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の規定を改正したく提案いたします。

春日部市国民健康保険条例の一部を改正する条例

春日部市国民健康保険条例（平成17年条例第117号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>48万8千円</u> を支給する。ただし、規則で定める出産については、 <u>48万8千円</u> に3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額を支給する。	(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万8千円</u> を支給する。ただし、規則で定める出産については、 <u>40万8千円</u> に3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額を支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金から適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

議案第15号

春日部市病院事業企業職員定数条例の一部改正について

春日部市病院事業企業職員定数条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

病院事業企業職員の定数の見直しに伴い、定数の規定を改正したく提案いたします。

春日部市病院事業企業職員定数条例の一部を改正する条例

春日部市病院事業企業職員定数条例（平成25年条例第8号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>604人</u> とする。	(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>555人</u> とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第16号

春日部市新本庁舎建設工事請負契約の議決内容の一部変更について

令和3年7月30日付け議案第45号をもって議決された春日部市新本庁舎建設工事請負契約の議決内容の一部を次のとおり変更する。

- 1 契約金額 「10,070,500,000円」とあるのを
「11,036,960,932円」に変更する。

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

契約金額を変更する必要性が生じたので、議決内容の一部を変更したく提案いたします。

議案第17号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

1 取得する財産

種 類 物 品

物品名 新本庁舎備品（待合、会議室、執務室等）

2 取得金額 240,641,621円

3 取得の方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（随意契約）

4 契約の相手方 春日部市粕壁東二丁目5番1号

匠大塚株式会社

代表取締役会長 大塚 勝久

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

新本庁舎備品（待合、会議室、執務室等）を取得するため、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案いたします。

議案第18号

東埼玉消防指令業務共同運用協議会の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、令和5年5月1日から、越谷市、三郷市、吉川松伏消防組合、春日部市及び草加八潮消防組合において、別紙の規約により東埼玉消防指令業務共同運用協議会を設置することについて議決を求める。

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

越谷市、三郷市、吉川松伏消防組合、春日部市及び草加八潮消防組合において東埼玉消防指令業務共同運用協議会を設置することについて協議したいので、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により提案いたします。

東埼玉消防指令業務共同運用協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、さらに質の高い消防指令業務を展開するとともに、消防行財政の合理化及び効率化を図るため、消防指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、東埼玉消防指令業務共同運用協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会を設ける団体)

第3条 協議会は、越谷市、三郷市、吉川松伏消防組合、春日部市及び草加八潮消防組合（以下「構成団体」という。）が、これを設ける。

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、構成団体の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務を管理し、及び執行する。

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、越谷市大沢二丁目10番15号越谷市消防局内に置く。

(組織)

第6条 協議会は、会長及び委員4人をもって組織する。

(会長)

第7条 会長は、越谷市消防長の職にある者を充てる。

2 会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、構成団体の消防長であって、会長以外の者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第9条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員が会長の職務を代理する。

(職員)

第10条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の配分については、協議会の協議により、これを定める。

2 会長は、前項の規定により配分された定数の職員を、構成団体の消防長の推薦に基づき選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(事務処理のための組織)

第11条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、協議会の担任する事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第12条 会議は、協議会の担任する事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第13条 会議は、会長がこれを招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第14条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(構成団体の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第15条 協議会がその担任する事務を構成団体の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、当該事務に関する越谷市の条例、規則その他の規程（以下「越谷市の条例等」という。）を構成団体の当該事務に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 越谷市は、当該事務に関する越谷市の条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ構成団体と協議しなければならない。

3 越谷市長は、当該事務に関する越谷市の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、その旨を構成団体の長及び協議会の会長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第16条 協議会の担任する事務の管理及び執行に要する費用は、構成団体が負担する。

2 前項の規定により構成団体が負担すべき額（以下「負担金」という。）の負担割合は、

別表のとおりとする。

3 構成団体（越谷市を除く。）は、前項の規定による負担金を、越谷市に納付する。

4 負担金の納付方法及び精算方法については、別に定める。

（歳入歳出予算）

第17条 協議会の歳入歳出予算は、前条第3項の規定により納付される負担金及び繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要する全ての経費をその歳出とするものとする。

（歳入歳出予算の調製）

第18条 会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に会議を経なければならない。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度の例による。

3 第1項の規定により歳入歳出予算が会議を経たときは、会長は、当該歳入歳出予算の写しを速やかに構成団体に送付しなければならない。

（予算の補正）

第19条 会長は、協議会に係る既定予算の補正を必要と認めるときは、会議を経て、これを行うことができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

（決算等）

第20条 会長は、毎会計年度終了後3月以内に協議会の決算を作成し、会議の認定を受けなければならない。

（財産の取得、管理及び処分の方法）

第21条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、構成団体が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、当該管理に関する越谷市の条例等を構成団体の当該管理に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。この場合において、第15条第2項及び第3項の規定を準用する。

（その他の財務に関する事項）

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

（協議会の解散の措置）

第23条 協議会が解散した場合における事務の承継については、構成団体が協議して定め

る。

(協議会の規程)

第24条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関することについて規程を設けることができる。

附 則

この規約は、令和5年5月1日から施行する。

別表 (第16条関係)

経費の区分	経費の内容	負担割合
共通経費	1 共同消防指令センターの装置等に関する共同整備費、 共同保守費、共同部分更新費 2 協議会の運営にかかる経費その他必要な経費のうち、 構成団体が共同で負担することが適切である経費	人口割
単独経費	1 共同消防指令センターの装置等に関する単独整備費、 単独保守費、単独部分更新費 2 協議会の運営にかかる経費その他必要な経費のうち、 構成団体が個々に負担することが適切である経費	各構成団体の負担

備考 人口割は、当該会計年度の前年度の4月1日現在における住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記録されている者の数を基礎として算出した割合とする。

議案第19号

市道路線の認定について

市道路線を別紙調書のとおり認定する。

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案いたします。

市道路線認定調書

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
3-384	梅 田 二 丁 目	梅 田 二 丁 目	
4-763	谷 原 一 丁 目	谷 原 一 丁 目	
5-502	中 央 七 丁 目	中 央 七 丁 目	
7-690	小 湊	小 湊	
7-691	小 湊	小 湊	
7-692	小 湊	小 湊	
8-627	藤 塚	藤 塚	
9-3449	下 柳	下 柳	
9-3450	新 宿 新 田	新 宿 新 田	
9-3451	西 金 野 井	西 金 野 井	
9-4498	米 島	米 島	

議案第20号

市道路線の廃止について

市道路線を別紙調書のとおり廃止する。

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により提案いたします。

市道路線廃止調書

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
9-3001	西 金 野 井	西 金 野 井	
9-3002	西 金 野 井	西 金 野 井	
9-3003	西 金 野 井	西 金 野 井	
9-3004	西 金 野 井	西 金 野 井	
9-3005	西 金 野 井	西 金 野 井	
9-3013	西 金 野 井	西 金 野 井	
9-3015	西 金 野 井	西 金 野 井	
9-3016	西 金 野 井	西 金 野 井	
9-3017	西 金 野 井	西 金 野 井	
9-3018	西 金 野 井	西 金 野 井	
9-3019	西 金 野 井	西 金 野 井	
9-3020	西 金 野 井	西 金 野 井	
9-3021	西 金 野 井	西 金 野 井	
9-3022	西 金 野 井	西 金 野 井	
9-3023	西 金 野 井	西 金 野 井	
9-3024	西 金 野 井	西 金 野 井	
9-3025	西 金 野 井	西 金 野 井	
9-3278	西 金 野 井	西 金 野 井	

議案第 2 1 号

令和 4 年度春日部市一般会計補正予算（第 9 号）について

令和 4 年度春日部市一般会計補正予算（第 9 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 2 2 号

令和 4 年度春日部市一般会計補正予算（第 1 0 号）について

令和 4 年度春日部市一般会計補正予算（第 1 0 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第23号

令和4年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

令和4年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 2 4 号

令和 4 年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 4 年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第25号

令和4年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

令和4年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第26号

令和4年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について

令和4年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第27号

令和4年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第3号）について

令和4年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第28号

令和4年度春日部市病院事業会計補正予算（第3号）について

令和4年度春日部市病院事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 29 号

令和 4 年度春日部市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

令和 4 年度春日部市下水道事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 14 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第30号

令和5年度春日部市一般会計予算について

令和5年度春日部市一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 3 1 号

令和 5 年度春日部市国民健康保険特別会計予算について

令和 5 年度春日部市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 3 2 号

令和 5 年度春日部市後期高齢者医療特別会計予算について

令和 5 年度春日部市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 1 4 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 33 号

令和 5 年度春日部市介護保険特別会計予算について

令和 5 年度春日部市介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 14 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第34号

令和5年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計予算について

令和5年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第35号

令和5年度春日部市立看護専門学校特別会計予算について

令和5年度春日部市立看護専門学校特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第36号

令和5年度春日部市水道事業会計予算について

令和5年度春日部市水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第37号

令和5年度春日部市病院事業会計予算について

令和5年度春日部市病院事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第38号

令和5年度春日部市下水道事業会計予算について

令和5年度春日部市下水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

春日部市新方袋253番地

山 崎 恵 子

昭和47年4月21日生

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

春日部市増田新田398番地6

小 島 孝 治

昭和36年5月23日生

令和5年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘